

士会活動等の実施における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
2020 年(令和 2 年)8 月 25 日

一般社団法人 香川県作業療法士会

目次

1. はじめ.....	1
2. リスク評価.....	1
①飛沫感染のリスク対策.....	1
②接触感染のリスク対策.....	2
③地域における感染状況のリスク対策.....	2
3. 感染症対策の実施.....	2
①発生源対策.....	2
②感染経路対策.....	3
4. 集団感染対策の実施.....	3
①密閉空間に関する対策(換気の徹底).....	4
②密集場所に関する対応(身体的距離の確保).....	4
③密接場面に関する対応(マスクの着用).....	4

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日策定(令和 2 年 5 月 25 日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定(以下、「対処方針」という。))に示された業種ごとの感染拡大防止ガイドライン作成の要請を受け、士会活動等の実施における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

緊急事態宣言が解除され、外出の自粛や施設の使用制限の要請等が緩和されつつ、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられていく過程で、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着と共に、本ガイドラインの実践が求められている。

対処方針において、「3 つの密」を徹底的に避けることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底を行うとされていることを踏まえて、本ガイドラインは研修会や講習会等の会場を設置・運営する場合の基本的事項を定め、具体的な感染予防対策をガイドする。

士会事業活動を実施する者(以下、「事業担当者」という。)は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示した「2. リスク評価」、「3. 感染症対策の実施」、「4. 集団感染対策の実施」を踏まえ、会場となる施設や受講者(会員等)の特性等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むことが求められる。

士会活動の事業担当者において事業を実施するかどうかの判断にあたっては、緊急事態宣言が解除されてからも、引き続き、知事からの収容率等の要請等を踏まえて、適切に対応していただきたい。

なお、本ガイドラインに関しては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等公的機関の今後の対処方針変更や感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. リスク評価

事業担当者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫感染、②接触感染のそれぞれについて、受講者(会員等)や事業運営に係る者(以下、「事業運営関係者」という。)の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策について検討する。また、その対策については、受講者(会員等)や講師、事業運営関係者に事前に周知徹底する。

- ① 飛沫感染のリスク対策
- ② 会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で会話をする場面がどこにあるかなどを評価する。
- ③ 接触感染のリスク対策
- ④ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、キーボード、PC のマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。
- ⑤ 地域における感染状況のリスク対策

事業実施地域で感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することや中止する必要がある可能性がある。

3. 感染症対策の実施

感染症対策として、受検者や試験運営関係者に対して①発生源対策、②感染経路対策を講じ、周知徹底する。

① 発生源対策

【前日までの確認】

下記の場合は来場を見合わせることを徹底する。

- ・発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合
- ・過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合
- ・また、事業当日に発症者が出た場合に備えて、緊急連絡先を確認すると共に個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを周知する。

【当日確認】

当日の健康状態を確認するために、できる限り検温を実施し、37.5 度以上の発熱がある場合、もしくは軽度であっても咳などの症状がある場合は、会場への入場を制限する。

【体調不良者策】

事業実施中に発熱等の体調不良者が出た場合に備えて下記の対応を行う。

- ・研修を中止して帰宅させるなど、具体的な対応を定めておく。

上記に加えて、事業運営関係者に対しては下記の対策を講じ、周知徹底する。

- ・受講者(会員等)の名簿には必ず所属と氏名を記入し、受講者(会員等)に対して名簿記載の個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを事前に周知する。また、作成した名簿は当面の間、1ヶ月以上を目安に管理・保存を徹底する。
- ・受講者(会員等)の健康管理や発熱・咳等の症状があった場合の具体的な対応を周知する。
- ・事業運営関係者に発熱・咳等の症状があった場合は、速やかに別室に隔離して事業運営業務を中止して帰宅させ、部屋の換気を行うとともに、代替りのスタッフがその業務を行えるよう準備する。

② 感染経路対策

飛沫感染と接触感染を防ぐために、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促し、消毒液の設置を行うと共に、不特定多数が接触する可能性があるものに対する下記の対応を行う。

- ・ドアノブ・机・椅子などの定期的消毒を徹底する。
- ・PC などの器具等を共用で使用する場合は、使用前後に消毒し、事業運営関係者に手洗いや手指の消毒を徹底する。
- ・受付や研修会場など受講者(会員等)と対面する場所には、アクリル板等を推奨する。
- ・受付やトイレなどの行列ができる可能性がある場所には、できる限り2メートル(最低1メートル)の間隔を空けて整列させる。

- ・ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。
- ・密集が発生しないよう、受講者(会員等)に適切な間隔の確保を促す。
- ・受講者(会員等)に大声での会話を慎むように注意する。
 - ・受付やトイレ等で行列ができた際には、間隔を空けた整列を促す。
 - ・講演資料など資料配布の際は受講者(会員等)と直接触れないように注意する。

4. 集団感染対策の実施

感染が一旦収束した地域にあっても、研修会場は「3つの密」となりやすい場所であることに変わりなく、事業運営関係者は研修会等の規模や形態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域において、受講者(会員等)や事業運営関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策を検討する必要がある。特に「3つの密」①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人が密集している場所)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)では感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

① 密閉空間に関する対策(換気の徹底)

換気は、窓のある部屋においては気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度窓を全開する)2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓のない部屋においては常時入り口を開けておいたり、部屋に備え付けの換気扇がある場合にはその換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めるようにする。

換気は当該研修会場の配置などにより状況が異なるため、研修会場、事業運営本部、スタッフ控室等使用する部屋ごとに換気方法について、事前に会場管理責任者と十分に確認する。

なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないので、エアコン使用時においても換気は必要である。

② 密集場所に関する対応(身体的距離の確保)

「新しい生活様式」では、人との間隔はできる限り2メートル(最低1メートル)空けることを推奨しており、受講者(会員等)数を研修等実施会場の定員の半分程度以下にするなど、入場制限を設けて、可能な限り身体的距離を確保する。

また、事業開始や終了、休憩などの入室や退室については、時間の間隔をあけるなどして、受講者(会員等)が密集しないように配慮する。

③ 密接場面に関する対応(マスクの着用)

研修会場においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じるので、飛沫感染防止のため、受講者(会員等)や事業運営関係者は、基本的に常時マスクを着用することが求められる。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合はマスクを外し、換気や受講者(会員等)間に十分な距離を保つなどの対応が必要となる。

ロビーや休憩スペースに受講者(会員等)や事業運営関係者が密集したり、大声で会話したりしないように注意する。研修実施の時間帯により、控室等で昼食をとる場合は、ドアノブ・机・椅子などを使用前後に消毒して換気を行い、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、座席の間隔はできる限り2メートル(最低1メートル)空け、食事時の飛沫感染を防止するために、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの注意をする。

附記

1. 本ガイドラインは、士会業務の研修事業等の実施に適用することを想定している。
2. 本ガイドラインは、2020年(令和2年)6月23日現在の状況に基づくものであり、今後、適宜更新する。また、ガイドライン中の特定事項の詳細や事例を示す必要が生じた場合には、迅速に提示するために、本会のホームページに掲載する。
3. 本ガイドラインは、2020年(令和2年)6月19日内閣官房コロナ室からの指摘に基づき修正した。

参考

特定非営利活動法人全国検定振興機構:民間検定試験等の実施における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン。2020年(令和2年)6月19日改定

一般社団法人 香川県作業療法士会 各種事業開催指針				
香川県作業療法士会事業	ステージⅠ 感染拡大が抑制できている状況	ステージⅡ 感染拡大が概ね抑制できている状況	ステージⅢ 感染拡大が懸念している状況	ステージⅣ 感染拡大している状況
対面集合事業	リモート開催を推奨 適切な感染予防対策講じた上で、収容定員の半分以下	リモート開催を推奨 適切な感染予防対策講じた上で 50 人以下、収容定員の半分以下	リモート開催を推奨 適切な感染予防対策講じた上で 50 人以下、収容定員の半分以下	リモート開催
対面技術系事業 〈実技〉		リモート開催を推奨 適切な感染予防対策講じた上で 30 人以下、収容定員の半分以下	リモート開催	リモート開催
対面開催の場合の参加者・受講者	香川県以外からの参加可	香川県内開催のみ	香川県内会員のみ	リモート開催
上記事業を準備するための部会・委員会等会議	対面の場合は、適切な感染予防対策を講じた上で実施	リモート開催を推奨 対面の場合は、適切な感染予防対策を講じた上で実施	リモート開催	リモート開催
※ステージは新型コロナウイルス感染状況により、香川県作業療法士会会長・副会長及び災害対策委員長で審議し、香川県作業療法士会理事会にて決定				